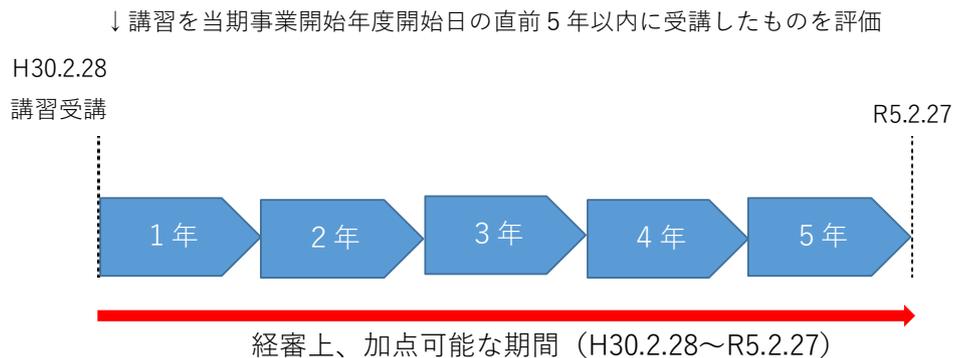


建設業法施行規則の一部改正(令和4年8月15日施行) に伴う監理技術者講習受講者の経審上の加点について

令和4年8月15日以降の申請から、技術職員名簿の講習受講欄に「1」を記入する要件が変更になりました。(変更箇所は③赤字部分)

- ①有する資格が1級国家資格相当であること
- ②審査基準日において、当該業種について有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③講習修了した日が審査基準日より前の日付かつ**審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から起算して5年以内に含まれていること**

(変更前)



(変更後)

